



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月13日(金) 号外(第3号)

目次

ページ

条 例

○群馬県スポーツ振興条例の一部を改正する条例(スポーツ振興課)	2
○群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(児童福祉課)	2
○群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	3
○群馬県障害者介護給付費等・障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例(障害政策課)	4
○群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例(廃棄物・リサイクル課)	4
○群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路管理課)	5
○群馬県高等学校等教育改革促進基金条例(管理課)	6
○群馬県不登校児童生徒等支援基金条例の一部を改正する条例(生涯学習課)	7

■ 条 例

群馬県スポーツ振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月十三日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第一号

群馬県スポーツ振興条例の一部を改正する条例

群馬県スポーツ振興条例（平成二十五年群馬県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「発達及び」を「発達並びに」に改め、「地域社会」の下に「及び共生社会」を加える。

第二条第一号中「すべて」を「年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全て」に改め、「年齢」を削り、同条第五号中「できる」を「でき、及びスポーツを通じた障害者の社会参加が図られる」に改める。

第七条第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月十三日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二号

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第三十条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定する子ども家庭ソーシャルワーカー（以下「子ども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第三十八条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
第三十九条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十八条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削り、「別表」を「別表第一」に改める。

第九十二条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第百一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百三条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十三日

群馬県条例第三号

群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山本 一太

群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年群馬県

条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八

に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第二十二條第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県障害者介護給付費等・障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十三日

群馬県条例第四号

群馬県知事 山本 一太
群馬県障害者介護給付費等・障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

群馬県障害者介護給付費等・障害児通所給付費等不服審査会条例（平成十八年群馬県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第四十四条の六第一項」を「第四十四条の五第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例をここに公布する。

令和八年三月十三日

群馬県条例第五号

群馬県知事 山本 一太
群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例

（趣旨）

第一条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）第十九条の八第二項から第四項までの規定による同条第一項の生活環境の保全上の支障の除去等の措置に要した費用（以下「支障除去等措置費用」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（督促）

第二条 知事は、支障除去等措置費用を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項の規定により、納期限後二十日以内に、督促しなければならない。

2 前項の場合において、地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する期限は、督促状の発行の日の翌日から起算して十日以内の日とする。

（延滞金）

第三条 知事は、前条の督促をした場合は、その未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に千円未満の端数があるとき又はその金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第一項の延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（延滞金の減免）

第四条 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、前条第一項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

（災害等による期限の延長）

第五条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、支障除去等措置費用を納期限又は第二条第二項の期限までに納付することができないと認める場合には、その理由がやんだ日から二月以内に限り、地域、期日その他必要な事項を指定してこれらの期限を延長するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、支障除去等措置費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に納付を命じる支障除去等措置費用について適用する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第三条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六号

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路占用料徴収条例(昭和二十八年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表令第七条第十四号に掲げる施設の項中「第七条第十四号」の下に「及び第十五号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和八年三月十三日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第七号

群馬県高等学校等教育改革促進基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、群馬県高等学校等教育改革促進基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育内容の充実及び学習環境の整備を図るため、群馬県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県不登校児童生徒等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八号

群馬県不登校児童生徒等支援基金条例の一部を改正する条例

群馬県不登校児童生徒等支援基金条例（令和五年群馬県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県多様な学びの場支援基金条例

第一条中「群馬県不登校児童生徒等支援基金」を「群馬県多様な学びの場支援基金」に改める。

第二条中「不登校児童生徒等の」を「全ての子どもが学び続けるための多様な学びの場の」に、「群馬県不登校児童生徒等支援基金」を「群馬県多様な学びの場支援基金」に改める。

第六条中「財産」を「財政」に改める。

第七条中「目的を達成するために必要な事業に要する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
